## 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (新規・7月報告)

1 医師の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況 (新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の口に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日			新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日		
		医師事務作業補助体制加算1 ( 対1補助体制加算)	年	月	П			医師事務作業補助体制加算2 (対1補助体制加算)	年	月	日
		処置の休日加算1、時間外加算 1、深夜加算1	年	月	П			手術の休日加算1、時間外加算 1、深夜加算1	年	月	日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

(	には	、適合	する場	合「✔」を	:記人す	「ること	:。)									
(1)	年 医師			日時点の 減及び処					る体制の	の状況						
	ア	医師	の負担	の軽減な	とび処i	遇の改	善に関	する責	任者		氏名:			職種:		
	イ	医師	の勤務	状況の排	捏等											
		(	ア)勤	務時間の	具体的	りな把抗	屋方法			□ タィ	イムカート	、ICカー	ード			
										口出	席簿又は	管理簿等	の用紙による	る記録(上司等に。	よる客観的な	な確認あり)
			□ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(自己申告)													
			□その他													
		L	(具体的に: ) )													
		(-	(イ) 勤務時間以外についての勤務状況の把握内容口 年次有給休暇取得率													
			□ 育児休業・介護休業の取得率													
			□その他													
		4	<b>L</b> \ #1	女 中 日日						(具体)			n+ 88	/>+ n+==+	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	n+ 88\
		_		務時間							平均週	1/ + 11 11/	<u>時間</u>	(うち、時間外・	<u> </u>	<u>時間</u> )
		_	<u>エ) ヨ</u> オ) そ	直回数			タの畳よ	カロ家	た一世に	したトズ	平均月			回 長中しないよう配り	专厂+_勘致	はるの答字
		(.	1) T	の月世			_			への周知		四人に	未伤貝担かえ	長中しないよう能)	思した動物	1体ポの東走 
	,	多職	種から	なる役割							開催頻原	<b></b>	回/柱	 F(うち、管理者が	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	 可数 同)
		32 4W	111111111111111111111111111111111111111		) 1 1 1 E		_0,0,	X PL A	<b>~</b> 16 <del>4</del>	D-1X	参加人			<u>F(プラ、日 ユール</u> /回	-ш/тс/-	
											参加職種		73.	<u> </u>		)
	エ	医師	の負担	の軽減ス	とび処況	圏の改	善に資	する計	·画							,
											□ 職員	に対す	る計画の周	缸		
	オ	医師	の負担	の軽減な	とび処況	遇の改	善に関	する取	組事項	の公開		] 医療	機関内に掲	示する等の方法	で公開	
												(具体	的な公開方	法		)
(2)	医療	従事	者の負	担の軽減	及び処	l遇のī	火善に 🎚	資する	計画の	具体的な	取組内容	<u> </u>				<u></u>
	ア	必ず	計画に	含むもの	)											
		医師	と医療	関係職種	Ĺ、医療	関係聯	銭種と事	務職」	員等に	おける役	割分担					
								□初	]診時の	予診の	実施		□ 静	脈採血等の実施	Ē	
										明の実	<b></b>			食査手順の説明の	)実施	
									薬指導				□ ₹			
	イたっ	① <b>~</b> (〕 っては	①~⑥のうち少なくとも2項目以上を含んでいること。ただし、処置又は手術の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1の届出に当 ては、必ず③を計画に含み、かつ、①②及び④~⑥のうち少なくとも2項目以上を含んでいること。											)届出に当		
		1)	劼務計	画上、連	続当直	を行れ	ない勤	務体制	制の実施	<b></b>						
		2 ī	前日の	終業時刻	と翌日	の始業	<b></b>	の間の	一定時	間の休息	時間の	確保(勤	務間インター	-バル)		
		3	③ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮													
		>	※ 処置又は手術の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1の届出に当たっては、必ず本項目を計画に含むこと。													
				日の業務												
				務制•複												
		<b>6</b> i	育児・グ	<b>↑護休業</b>	去第23	条第1	項、同组	条第33	項又は「	司法第24	条の規定	ミによる	措置を活用し	した 短時間正規属	星用医師の	活用

## 〔記載上の注意〕

- 1 医師の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- は 日本の 食品の 食品の ないを超の なるに入する 所能に えいく 天施している のに エンノェリアこと。 2 2(1) イ(ウ) 勤務時間及び(エ)当直回数の算出に当たっては、常勤の医師及び週24時間以上勤務する非常勤の医師を対象とすること。 3 各加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。 4 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。